

○岡山県警察街頭防犯カメラシステム管理運用要綱の制定について（通達）

平成21年9月24日

岡生企第1064号警察本部長例規

改正 平成22年3月岡務第260号 令和3年3月24日岡務第254号

令和5年10月31日岡生企第609号 令和7年3月14日岡務第243号

各部長

首席監察官

各統括官

各所属長

このたび、街頭防犯カメラシステムに関する規程（平成21年岡山県公安委員会規程第10号）の制定に伴い、別添のとおり岡山県警察街頭防犯カメラシステム管理運用要綱を定め、平成21年10月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

岡山県警察街頭防犯カメラシステム管理運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、街頭防犯カメラシステムに関する規程（平成21年岡山県公安委員会規程第10号）に基づき、街頭防犯カメラシステム（以下「カメラシステム」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 街頭防犯カメラシステム 犯罪の予防及び被害の未然防止を図るため、犯罪の発生する蓋然性が高い地域で運用する街頭防犯カメラにより撮影した映像をモニター画面に映し出し、録画する装置をいう。
- 2 データ 街頭防犯カメラによって撮影した映像を電磁的記録媒体に記録したものをいう。

第3 管理運用体制及び任務

- 1 生活安全部長は、総括責任者として、カメラシステム及びデータの管理並びに運用を総括するものとする。
- 2 生活安全部生活安全企画課長は、管理責任者として、次に掲げる任務に当たるものとする。
 - (1) カメラシステムの保守管理及び運用に係る基本方針の策定に関すること。

- (2) データの管理及び運用に係る基本方針の策定に関すること。
- 3 防犯カメラの設置場所を管轄する警察署（以下「運用警察署」という。）の署長は、運用責任者として、次に掲げる任務に当たるものとする。
 - (1) カメラシステムの保守管理及び運用に関すること。
 - (2) モニター業務に従事する者（以下「モニター従事者」という。）の指導に関すること。
 - (3) データの管理及び提供に係る事務に関すること。
 - (4) 防犯カメラの設置場所の表示に関すること。
- 4 運用責任者は、夜間、休日等においては、宿日直責任者にその任務を代行させることができる。この場合において、宿日直責任者は、勤務終了後速やかに運用責任者に取扱結果を報告しなければならない。
- 5 運用警察署の生活安全課長（生活安全第一課長及び生活安全刑事課長を含む。）は、運用補助者として、運用責任者の任務を補助するものとする。

第4 設置上の配慮

- 1 総括責任者は、街頭防犯カメラを設置する場合は、プライバシーを不当に侵害しないよう配慮するものとする。
- 2 総括責任者は、設置区域の見やすい場所に、街頭防犯カメラが設置されている旨を表示板により明示するものとする。

第5 カメラシステムの運用

- 1 運用責任者は、モニター従事者指定簿（様式第1号）により、あらかじめモニター従事者を指定するとともに、指定した者以外を当該業務に従事させてはならない。
- 2 運用責任者は、モニター装置等が部外者の目に触れないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 運用責任者は、犯罪の予防、捜査等のためデータの検索が必要な場合は、モニター従事者にデータの検索を行わせることができる。
- 4 データの閲覧及び検索を依頼しようとする者は、データ閲覧・検索依頼書（様式第2号）を作成し、運用責任者の決裁を受けるものとする。ただし、急を要する場合は、運用補助者又は宿日直責任者の指揮を受けて閲覧及び検索を行い、事後速やかに、運用責任者の決裁を受けるものとする。

第6 データの保存及び提供

- 1 データの保存期間は、1週間とする。ただし、特に必要があると認められるときは、

運用責任者は管理責任者と協議の上、保存期間を変更し、又は外部記録媒体に保存することができる。

- 2 データの提供を必要とする所属長は、データ保存・提供依頼書（様式第3号）により運用責任者に依頼することとし、運用責任者は、その適否を判断した上でデータの保存及び提供を行うものとする。また、運用責任者は、データの保存及び提供を行った場合は、その都度、管理責任者に報告することとする。
- 3 運用責任者は、データを外部記録媒体に保存して提供することとし、当該データの提供を受けた所属長は、保管責任者を指定し、施錠設備のある保管庫でデータを保管しなければならない。
- 4 提供を受けたデータが不要となったときは、速やかに運用責任者に返却しなければならない。

なお、事件送致等により返却できない場合は、その経過を明らかにする書面により管理責任者及び運用責任者に報告するものとする。

- 5 運用責任者は、犯罪の予防、捜査等のためデータを保存又は提供する場合は、必要と認められる最小限度としなければならない。

第7 データの消去及び廃棄

- 1 保存期間が終了したデータは、新たなデータを上書きするなどの方法によって速やかに消去しなければならない。
- 2 外部記録媒体に保存したデータは、新たなデータの上書きによる消去、物理的な破壊等の復元されることのない方法により確実に廃棄しなければならない。
- 3 運用責任者は、外部記録媒体に保存したデータの消去及び廃棄の結果をデータ保存・提供依頼書に記載することとし、管理責任者にその都度報告することとする。

第8 情報の守秘

カメラシステムに携わる警察職員は、カメラシステム及びデータから知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

第9 報告

警察本部長は、第6の規定によるデータの活用状況を四半期ごとに岡山県公安委員会に報告するものとする。

第10 運用状況の公表

警察本部長は、カメラシステムの運用状況を半年ごとに公表するものとする。

第11 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
モニター従事者指定簿	作成した所属	5年
データ閲覧・検索依頼書	受理した所属	5年
データ保存・提供依頼書	受理した所属	5年

様式第 1 号

様式第 1 号

モ ニ タ ー 従 事 者 指 定 簿

決 裁 署 長	副署長	職 名	階 級	氏 名	指定年月日	備 考

※ 指定を解除したときは、その理由と年月日を備考欄に記載すること。

様式第 2 号

様式第 2 号

署 長	副署長	官	課 長	受付者

デ ー タ 閲 覧 ・ 検 索 依 頼 書

依 頼 内 容	種別	☐ 閲覧 ☐ 検索
	依 頼 者	所属 階級 氏名 (警電番号)
	依 頼 理 由	☐ 捜 査 理由 ☐ その他
	対象データ	【日時】 月 日 午前 ・ 午後 時 分 から 月 日 午前 ・ 午後 時 分 まで 【防犯カメラ設置場所】

処 理 結 果	受付年月日	年 月 日
	検討結果	☐ 承 認 理由 ☐ 拒 否
	実施日時	月 日 午前 ・ 午後 時 分 から 月 日 午前 ・ 午後 時 分 まで
		所属・係 階 級 氏 名
	実施者	モニター従事者
	依頼者等	
	実施結果	☐ 有効情報 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 保存・提供の要否 ☐ 要 ☐ 否 ☐ その他
特記事項		

様式第 3 号

様式第 3 号

署 長	副署長	官	課 長	受付者

データ保存・提供依頼書

依頼内容	種別	☐ 保存 ☐ 提供			
	依頼者	警察署(課)長		担当者 氏名等	警電
	事案の概要				
	依頼の理由				
	対象データ	【日時】 月 日 午前 ・ 午後 時 分から 月 日 午前 ・ 午後 時 分 まで 【防犯カメラ設置場所】			

処理結果	受付年月日	年 月 日			
	検討結果	☐ 承認 ☐ 拒否 理由			
	保存(提供)年月日	年 月 日	担当者		
	被提供者	所 属 階 級 氏 名 (警電番号)			
	複製媒体	☐ ビデオテープ ☐ CD-R (W) ☐ DVD-R (W) ☐ その他 ()			
	返却年月日	年 月 日	受領者		
	データの消去	年 月 日	実施者		
	方法	☐ 上書き ☐ 物理的破壊			
特記事項					